

## とみか資源ごみスタンプ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、可燃ごみの一層の減量化及び再資源化を目的に、資源ごみの搬出を推進するための資源ごみスタンプ事業（以下「スタンプ事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 スタンプ事業の対象者は、毎月実施する資源ごみ収集日に資源ごみ等を搬出する町内在住者とする。

### (事業内容)

第3条 町が毎月実施する資源ごみ収集日に資源ごみ等を搬出したときは、スタンプカードにスタンプを1個押印し、10個貯まると取扱事業所で使用できる500円券を交付する。

- 2 排出する資源ごみの量及び種類は、問わないこととする。
- 3 スタンプの押印は、資源ごみ収集日につき、1個までとする。同日に2個以上のスタンプがあった場合は、1個のスタンプのみ有効とする。

### (500円券の使用対象外)

第4条 次に掲げる物品の購入等は、500円券の使用対象外とする。

- (1) 500円券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- (2) 不動産及び金融商品、たばこ、商品券、プリペイドカード、町指定ごみ袋等換金性の高いものの購入
- (3) 国若しくは地方公共団体への支払、又は公共料金の支払
- (4) その他公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(有効期限)

第 5 条 スタンプカード、500 円券の有効期限は、設けないこととする。ただし、スタンプ事業を終了することが決定した場合は、有効期限を設けることとする。

(取扱事業所の登録)

第 6 条 500 円券を使用することができる取扱事業所は、富加町商工会加盟店のうち、町内に店舗又は事業所を有する者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業をする事業者
- (2) 宗教的又は政治的な活動をしている事業者
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と関係を有している事業者
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業者

2 500 円券の取扱いを希望する事業者は、とみか資源ごみスタンプ事業取扱事業所申込書(別記様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(取扱事業所の責務)

第 7 条 取扱事業所は、500 円券の持参者から 500 円券の提示を受けた場合は、金券の額面に応じて取引を行うものとする。ただし、釣銭を支払わないこととする。

2 取扱事業所は、持参者から提示された 500 円券が真正なものであることを客観的に判断できない場合は、500 円券の取扱いを受け入れないことができるものとする。

3 取扱事業所は、500 円券の持参者の利便を図る措置を自ら行うことができるものとする。

(500 円券の換金手続)

第 8 条 町長は、500 円券が使用され、換金の申出があった取扱事業所に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、500 円券の換金手続を申し出る取扱事業所は、とみか資源ごみスタンプ事業換金請求書(別記様式第 2 号)と裏面に取扱事業所名を記した 500 円券を提出して、換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、取扱事業所の預金口座への振替の方法による。

(事故等)

第 9 条 500 円券の所持者又は取扱事業所は、500 円券を保管中に盗難、紛失、滅失その他事故が発生した場合は、500 円券の所持者又は取扱事業所がその責めを負うものとし、町は一切その責めを負わないものとする。

(禁止事項)

第 10 条 何人も 500 円券を転売し、偽造し、又は不正に使用してはならない。

(500 円券の管理)

第 11 条 500 円券を管理する所管課は、500 円券管理簿(別記様式第 3 号)により、500 円券の交付及び残数の状況を記録するものとする。

2 換金済みの 500 円券の保存年限は、5 年とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、スタンプ事業の実施のため

に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。